

第3節 労働時間の動向

緩やかな景気回復により、労働時間はどのように変化したのかみていこう⁹。

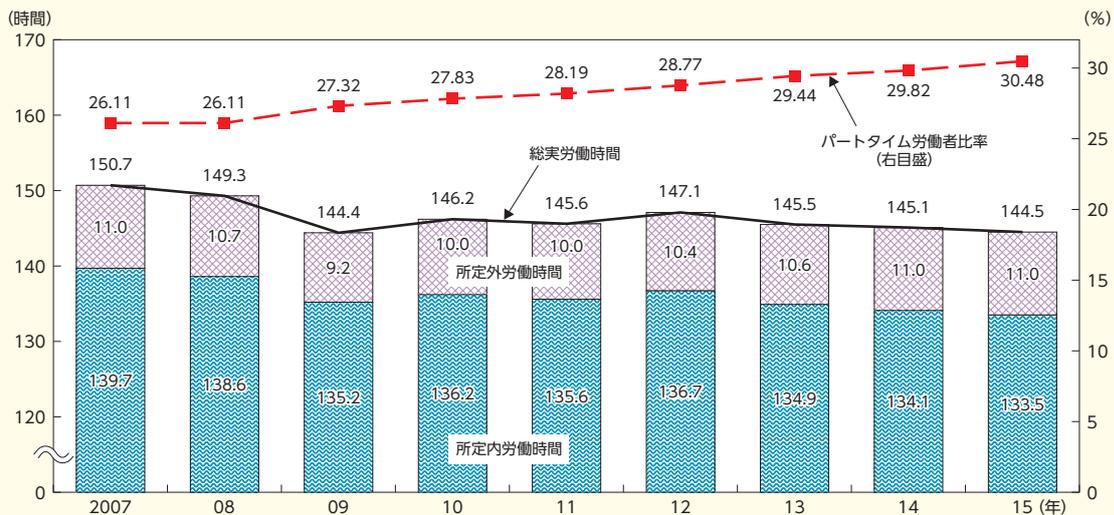
●労働時間の概観

まず近年の労働時間の動向について概観していこう。第1-(3)-1図では2007年から2015年にかけての5人以上規模事業所における労働時間の月間総実労働時間の推移を示している。総実労働時間の推移をみると、リーマンショック前の2007年には150.7時間であったが、2009年には144.4時間まで落ち込み、その後2012年には147.1時間まで増加したものの、2015年には144.5時間まで減少している。その内訳についてみると、所定外労働時間は2007年から2015年にかけて横ばいである一方、所定内労働時間は2007年の139.7時間から2015年の133.5時間まで、6.2時間の減少となっている（付1-(3)-1表）。

次に第1-(3)-2図で、総実労働時間の増減要因をみていこう。これをみると、2008年、2009年については、景気後退の影響により一般労働者の所定内労働時間が減少したことが大きな要因となり、総実労働時間は減少している。その後、2012年にパートタイム比率の上昇が総実労働時間の減少に寄与したものの、一般労働者の所定内労働時間が増加に寄与することにより、結果として総実労働時間は緩やかな増加となった。続く2013年、2014年については、一般労働者の所定外労働時間が増加へと寄与したが、一般労働者の所定内労働時間が減少とパートタイム労働者比率の上昇により、総実労働時間は減少している。2015年については、パー

第1-(3)-1図 月間総実労働時間の内訳の推移（常用労働者、事業所規模5人以上）

○ 2015年の就業形態計の総実労働時間は、2007年からみてパートタイム労働者比率の増加にともない、緩やかな減少傾向にある。



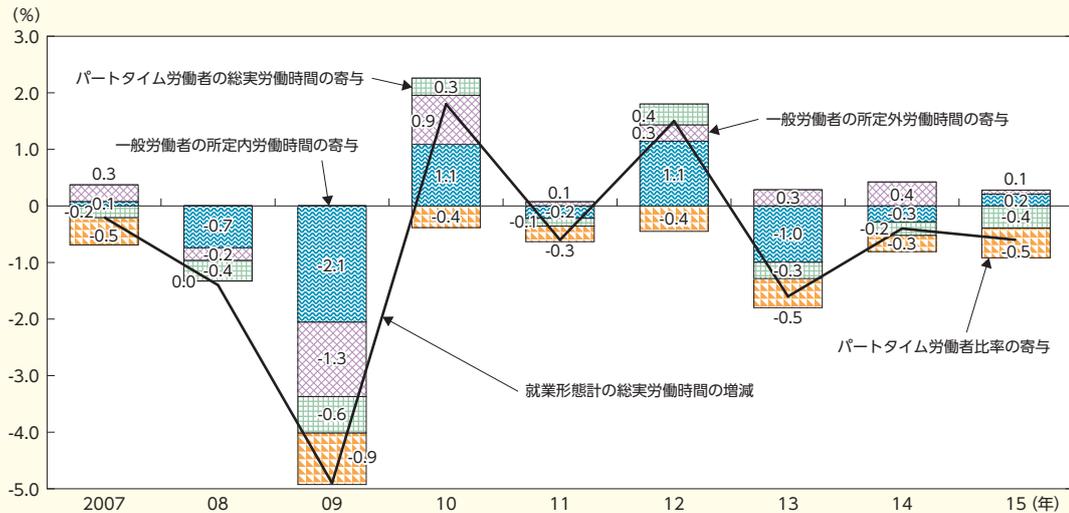
資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 調査産業計、事業所規模5人以上、就業形態計の数値。

9 ここでは、リーマンショックの影響を受けて、労働時間が大きく減少してから、どのように変化したかみていくため、2007年から2015年の期間に注目している。

第1-(3)-2図 総実労働時間の増減差の要因分解

- パートタイム労働者比率の変化が、一貫して全体の総実労働時間を減少させる方向に大きく寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。

2) 実数値をもとに算出。算出方法は以下のとおり。

$$\begin{aligned} \Delta P &= (1 - \bar{r}) \Delta Q && \text{(一般労働者の所定内労働時間の寄与)} \\ &+ (1 - \bar{r}) \Delta R && \text{(一般労働者の所定外労働時間の寄与)} \\ &+ \bar{r} \Delta S && \text{(パートタイム労働者の総実労働時間の寄与)} \\ &+ \Delta r (\bar{S} - \bar{Q} - \bar{R}) && \text{(パートタイム労働者比率の寄与)} \end{aligned}$$

P : 就業形態計の総実労働時間

Q : 一般労働者の所定内労働時間

R : 一般労働者の所定外労働時間

S : パートタイム労働者の総実労働時間

r : パートタイム労働者比率

Δ : 当年と前年の増減差

$\bar{\quad}$: 当年と前年の平均

パートタイム労働者の総実労働時間の減少とパートタイム労働者比率の上昇によって総実労働時間は減少した。

●一般労働者は、2007年より所定内労働時間は減少、所定外労働時間は増加

次に一般労働者、パートタイム労働者、それぞれの労働時間についてみていこう。

まず、一般労働者に注目していこう。第1-(3)-3図では一般労働者の総実労働時間の推移を示している。先に確認した就業形態計の総実労働時間と同様に、2007年には170.6時間であった一般労働者の総実労働時間は、2009年には164.7時間まで減少し、その後、2012年に169.2時間まで増加したものの、2015年では168.8時間となっており、2007年よりも短い水準となっている。

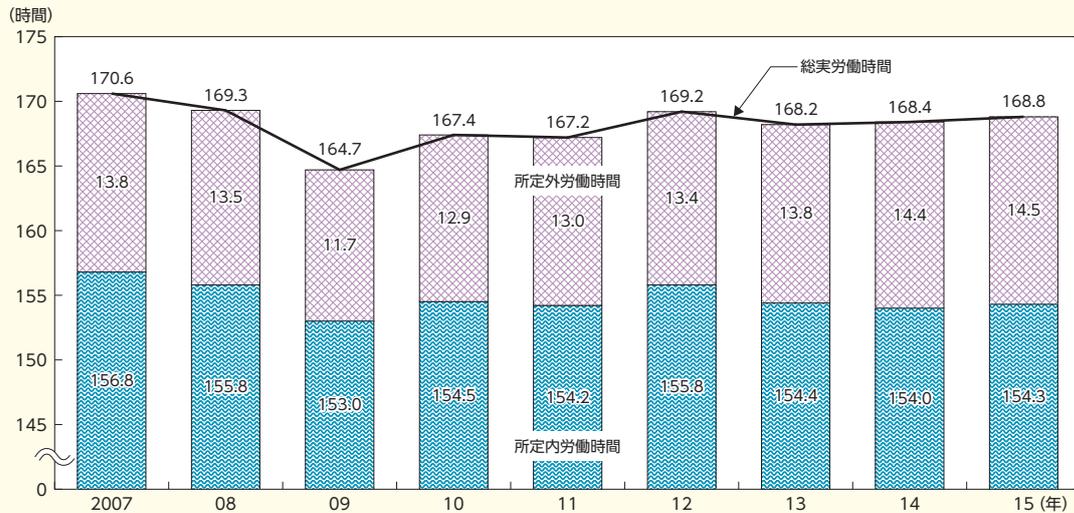
その内訳について注目すると、所定外労働時間は、2007年の13.8時間から2015年は14.5時間と0.7時間増加している一方で、所定内労働時間については、2007年の156.8時間から2015年は154.3時間と2.5時間の減少となっており、その伸びをみると、所定外労働時間が約5%の増加となっている一方、所定内労働時間は2%の減少となっている。

●週60時間以上の雇用者比率については減少傾向

緩やかな景気回復の中で、人手が不足しているという状況も影響し、企業内の一般労働者が

第1-(3)-3図 一般労働者の月間総実労働時間の推移

○ 一般労働者の所定外労働時間は増加傾向で推移している一方、所定内労働時間は減少傾向で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

より長時間働いている場合が増えている可能性も考えられる。第1-(3)-4図は、月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移を表している。データの制約があることから、2007年から2015年の長期の推移については、週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率には、パート・アルバイト¹⁰が含まれていることに留意が必要であるが、週60時間以上の労働者の比率は2007年の13.7%から2015年の11.8%まで減少している。

なお、労働力調査で利用できるデータを用いて、パートタイム労働者の影響を除いた週35時間以上の就業時間のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移を2013年から2015年を算出すると、パートタイム労働者も含んだ場合の比率と同様の動きとなっている。

●パートタイム労働者の総実労働時間は減少傾向が続く

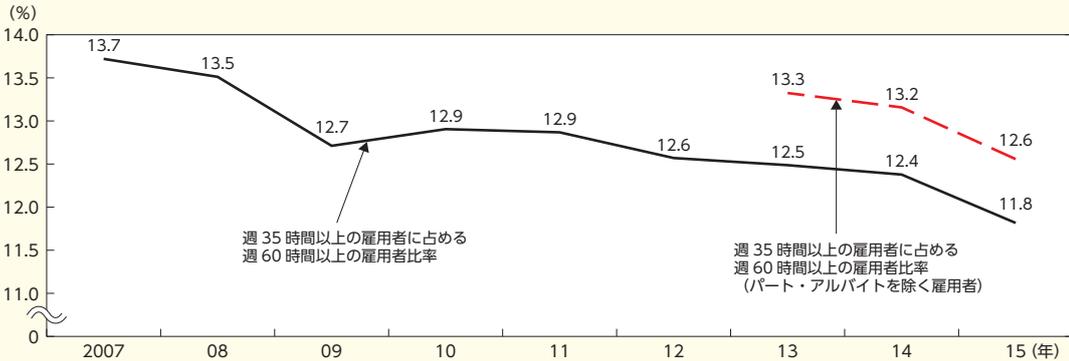
次にパートタイム労働者に注目してみよう。第1-(3)-5図は、パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移を示している総実労働時間に注目してみると、2007年は94.0時間であったが、2009年には90.2時間となり、2007年より3.8時間減少した。2012年に92.1時間まで増加するが、その後は減少に転じ、2015年には、2009年よりも短い89.0時間となった。

総実労働時間の内訳をみると、一般労働者とは異なり、所定外労働時間には大きな変化がみられないものの、所定内労働時間は減少傾向にあり、2007年の91.2時間と比較し2015年は86.1時間と5.1時間の減少となっている。

10 ここでの「パート・アルバイト」とは、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」である雇用者をいう。

第1-(3)-4図 月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者の比率の推移

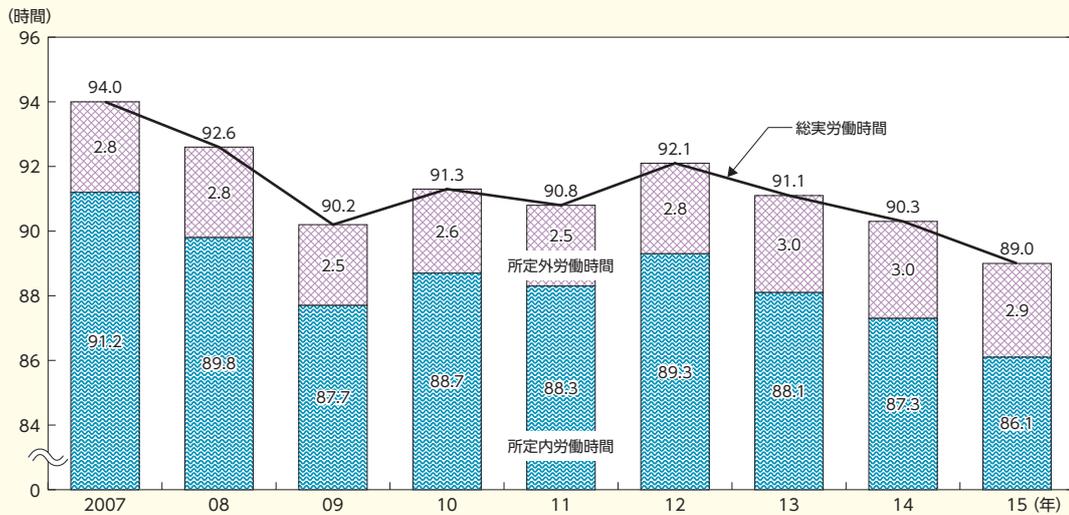
○ 月末1週間の就業時間が週35時間以上の雇用者のうち週60時間以上の雇用者比率は、2007年は13.7%であったが、2015年には11.8%となり、長時間労働者が減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率の2011年は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除いた数値。
 2) 週35時間以上の雇用者に占める週60時間以上の雇用者比率(パート・アルバイトを除く雇用者)は、2012年以前は集計されていない。

第1-(3)-5図 パートタイム労働者の月間総実労働時間の推移

○ パートタイム労働者の所定内労働時間は減少基調で推移しており、これにともない、パートタイム労働者の総実労働時間も減少基調で推移している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 事業所規模5人以上、調査産業計。

●より短時間で働くパートタイム労働者が増加

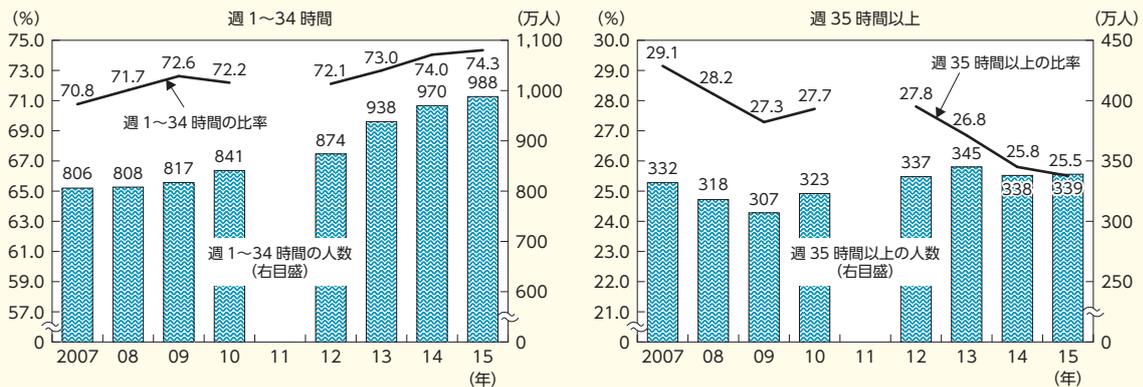
このようなパートタイム労働者の労働時間は、より短い労働時間のパートタイム労働者が増加することによって、その平均の労働時間が押し下げられたことが考えられる。

上記のような要因をみるため、第1-(3)-6図で労働力調査を利用し、パート・アルバイトの月末1週間の就業時間別の人数に注目してみよう。まず、実数に注目してみると、1～34時間のパート・アルバイトは、2007年の806万人から、2015年には988万人と182万人の増加になっているのに対し、週35時間以上のパート・アルバイトについては、2007年の332万人から2015年には339万人となっており、大きな変化はみられない。

次に比率に注目してみると、パート・アルバイトの総数（休業者を除く）に占める週1～34時間のパート・アルバイトの比率は2007年の70.8%から2015年の74.3%まで高まっているのに対し、週35時間以上のパート・アルバイトの比率は2007年の29.1%から2015年の25.5%まで低下している。

第1-(3)-6図 パート・アルバイトの月末1週間の就業時間による比率と人数の推移

○ パート・アルバイトの週1～34時間の人数、比率はともに増加しており、週35時間以上の人数は横ばいであるが、比率は減少している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) パート・アルバイトは勤め先での呼称である。
 2) 比率は、パート・アルバイトの総数（休業者を除く）に占める月末1週間の就業時間ごとのパート・アルバイトの割合。
 3) 2011年は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた集計値となるため掲載していない。

コラム1-4 勤務間インターバルに関する最近の動向

勤務間インターバル¹¹は、働く人の健康を確保するなどの観点から、EUなどで導入されている制度であるが、我が国においても近年では一億総活躍国民会議や労働政策審議会で取り上げられるなど、企業内ルールとして制度を独自に採り入れる企業も現れている。

厚生労働省でも、勤務間インターバルの確保を推進するため、勤務間インターバルの導入を労使に促すことなどを労働基準法等の一部を改正する法律案（平成27年第189回通常国会提出）に盛り込んだところである。また、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、「長時間労働是正や勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開する」とされており、今後、厚生労働省において検討が行われることになる。

11 終業から始業までの間に一定の休息時間を確保する制度。